



■ 年次有給休暇の年 5 日の取得できていますか？ ■

※年次有給休暇（以下、有給休暇）

2019 年 4 月の法改正により『10 日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対して、付与日から 1 年以内に 5 日以上の有給休暇を取得させる』ことが義務化されてから約 2 年半が経過しましたが、現在の取得状況はいかがですか。（違反した場合には 1 人につき 30 万円の罰金が科されることがあり、また実際に違反したことにより送検されるケースも出てきています）

多くの企業（特に労働者の数が少ない中小企業）にとって、有給休暇の義務化は大きな負担になっていると思います。

そこで、今回の特集では、『管理を簡単にする』『取得しやすい環境づくり』という観点から、企業の負担を軽減するための具体的な取り組みについてご紹介します。

----- 具体的な取り組みについてのご紹介 -----

(1) 有給休暇の取得状況を確認する月を決め定型化することで、取得漏れを防ぐ。

一般的な方法ですが、定型化してしまうと、それほど手間ではありません。

例) 偶数月を確認日にしている事業所で、4/1 に有給休暇 10 日付与された労働者がいる場合



※取得率が高ければ 3 か月毎、低ければ毎月確認するなど状況に合わせた対応をお勧めします。

(2) 基準日(有給休暇の付与日)を 1 つに統一し、管理を簡単にする(比較的人数が多い場合に向いている)

例) 年度始めの 4/1 に付与日を統一し、全労働者の有給休暇を一括管理できるようにする。

(3) 半日単位で取得できるようにし、取得しやすい環境にする

有給休暇は丸一日休むのが原則ですが、周囲への業務負担等の懸念から、取得を遠慮してしまう労働者も少なくありません。また、「通院のため午前中だけ休みたい」、「午後の保護者参観に参加したいが 1 日休む必要はない」等の場合にも利用しやすいため、取得率が上がる傾向があります。

※半日単位でとるには、労働者が希望し、事業所が認める必要があります。

(4) 計画的付与の制度を利用する

例) 事業所の閑散期に計画的付与日を設定し、全労働者に一斉に付与することで、業務への支障を少なくする。

※一斉に付与する方法以外に、交代制で付与する方法、個別に付与する方法もあります。

また、導入するには就業規則による規定と、労使協定の締結が必要です。

事業規模や、業務体制によっても、取り入れやすいものは変わってきます。ご質問など遠慮なくご連絡下さい。

■ 小学校休業等対応助成金が再開されました ■

令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、会社が特別に与えた有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10 （日額上限 13,500 円）

【申請期限】 ① 令和 3 年 8 月 1 日 ～ 同年 10 月 31 日の休暇 ⇒ 令和 3 年 12 月 27 日必着

② 令和 3 年 11 月 1 日 ～ 同年 12 月 31 日の休暇 ⇒ 令和 4 年 2 月 28 日必着

労働者が直接申請する場合などは都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」へご相談できます。

■ 被扶養者状況リスト ■

10 月の下旬から 11 月の中旬にかけて協会けんぽより事業主様宛に送られて来ますので、被保険者の方に対象被扶養者の方が要件をみたしているかご確認いただき、リストに記入の上、同封の返信用封筒で協会けんぽへ期限内にご提出ください。

提出の際は控えの写しをあおばまでお送りください。

対象被扶養者 令和 3 年 4 月 1 日において 18 歳以上である被扶養者

被扶養者の要件 年収が 130 万円未満（対象者が 60 歳以上もしくは、障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は 180 万円未満）であり、なおかつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること

提出期限 令和 3 年 12 月 20 日（月）

※厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、別居や海外在住の場合は同封されている被扶養者現状申立書と証明書類を添付する必要があります。ご不明点等ございましたらあおば事務所までご連絡ください。

■ お知らせ ■

■ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、11 月末まで延長されることが決定しました。

■ 先月号でお知らせしたとおり、10 月より各都道府県の最低賃金が引き上げられました。埼玉県の最低賃金は 956 円(10 月 1 日より)となります。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修 全ての根本がここに！ 基本は全 4 回、期間は約 3 ヶ月

★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！

★経営幹部、管理職研修 管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？

★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

組織活力が特にオススメ！

